

# 公益法人等について

## 【公益法人の概要】

公益法人・・・民法第34条の規定により設立される法人  
社団法人と財団法人の2種類があり、主務官庁の許可をもって設立される。(許可主義)  
平成14年10月1日現在の公益法人数は26,043。

	社団法人	財団法人	合計
国所管	3,850	3,236	7,086
都道府県所管	9,154	9,978	19,132
合計	12,872	13,171	26,043

(民法第34条)

祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益に関する社団又は財団にして営利を目的とせざるものは主務官庁の許可を得て之を法人と為すことを得

社団法人・・・一定の目的のもとに結合した人の集合体であって、団体として組織、意思等を持ち、社員とは別個の社会的存在として団体の名において行動するものに対し、民法の規定によって法人格が与えられるもの。  
平成14年10月1日現在の社団法人数は12,872。

財団法人・・・一定の目的のもとに拠出され、結合している財産の集まりであって、公益を目的として管理運営されるものに対し、民法の規定によって法人格が与えられたもの。  
平成14年10月1日現在の財団法人数は13,171。

## 【関連制度】

公益法人に関連する制度として、特定非営利活動法人(NPO法人)(1)や中間法人(2)等がある。

(1) 特定非営利活動法人(NPO法人)・・・平成10年に制定された「特定非営利活動促進法」に基づき設立される法人。福祉、教育、芸術など同法が定める一定の分野の活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与するものを行うことを主たる目的として、一定の要件の下に所轄庁の認証により設立される。

平成15年8月31日現在の認証数の累計(各都道府県+内閣府)は12,780。

(2) 中間法人・・・平成13年に制定された「中間法人法」に基づき設立される法人。社員に共通する利益を図ることを目的とし、かつ、剰余金を社員に分配することを目的としない社団。登記により設立される。

平成15年7月31日現在の法人数の累計は457。